

○嘉麻市移住支援金交付規程

令和4年9月5日

告示第84号

改正 令和4年11月28日告示第105号

令和5年7月3日告示第46号

令和7年3月31日告示第63号

令和7年10月1日告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び嘉麻市人口ビジョン・総合戦略に基づき、嘉麻市（以下「市」という。）への移住・定住の促進及び市内の中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う嘉麻市移住支援事業を活用し、県外から市に移住して就業又は起業等しようとする者に対する、予算の範囲内における嘉麻市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔令和5年告示46号〕）

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 転入により市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を市に移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- (4) 大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (5) 移住元 市に転入する直前に生活の本拠を置いていた市町村をいう。
- (6) マッチング支援事業 東京圏、名古屋圏又は大阪圏の求職者に対し訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を県が開設し、運営するとともに、経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に係る求人広告の作成を支援し、当該求人広告をマッチングサイトに掲載する事業をいう。

(7) プロフェッショナル人材事業 県が設置するプロフェッショナル人材拠点において、潜在成長力のある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とプロフェッショナル人材の採用支援活動を行う事業をいう。

(8) 先導的人材マッチング事業 日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体である地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携する等して経営人材等のマッチングを行う取組に対して国が支援する事業をいう。

(一部改正 [令和4年告示105号・7年63号])

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる区分の全てに該当する者であつて、かつ、別表第2に掲げる区分のうち、いずれかに該当するものとする。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

2 前項第2号に該当する世帯が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

3 この告示による移住支援金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとする。

(一部改正 [令和5年告示46号])

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、嘉麻市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 2人以上の世帯にあつては、別表第1の世帯に関する要件を満たすことを証する書類

(3) 就業している場合は就業証明書(様式第2号又は様式第3号)

(4) 自営での農林漁業に就業し、別表第2に掲げる人材確保支援策を活用している場合は支援策活用証明書(様式第4号)

(5) その他市長が必要と認める書類  
(一部改正〔令和7年告示63号〕)

(移住支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の可否を決定したときは、嘉麻市移住支援金(交付・不交付)決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(決定通知書の再交付)

第7条 移住支援金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、嘉麻市移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、嘉麻市移住支援金(交付・不交付)決定通知書(再交付)(様式第7号)を通知するものとする。

(住所等の変更届出)

第8条 交付決定者は、移住支援金の交付申請をした日(以下「申請日」という。)から5年以内に、住所又は就業先について異動があった場合は、速やかに嘉麻市移住支援金住所等変更届出書(様式第8号)を市長に届け出なければならない。

(移住支援金の請求)

第9条 交付決定者は、移住支援金の請求をする場合は、嘉麻市移住支援金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付決定の全部又は一部を取消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害又は病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの

限りではない。

(1) 全部の取消し

ア 偽りその他不正な手段により、移住支援金の交付決定を受けた場合

イ 申請日から3年未満に市外へ転出した場合

ウ 別表第2の区分で、就業一般（東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。）に該当する者が、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱（令和元年7月12日施行）の規定により実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「福岡県起業支援金」という。）の交付決定を取り消された場合

(2) 一部の取消し

申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、嘉麻市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（一部改正〔令和7年告示63号〕）

（移住支援金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しについて既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて嘉麻市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書により交付決定者に返還を命じなければならない。

2 前項に規定する返還を命じる額は、前条第1項第1号に該当したときは、移住支援金の全額とし、同項第2号に該当したときは、移住支援金の半額とする。

（報告等）

第12条 市長は、交付決定者に嘉麻市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認められるときは、嘉麻市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年9月5日から施行する。

附 則（令和4年11月28日告示第105号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市移住支援金交付規程の規定は、令和4年9月5日から適用する。

附 則（令和5年7月3日告示第46号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この告示による改正後の嘉麻市移住支援金交付規程の規定は、令和5年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第63号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日告示第114号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の嘉麻市移住支援金交付規程の規定は、令和7年10月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（一部改正〔令和4年告示105号・5年46号・7年63号〕）

区分	要件
移住元	次に掲げる事項に該当すること。 市へ転入した日（以下「転入日」という。）の直前（農林漁業の研究を受講するため、転入日の直前に他の市町村へ転入した場合は、当該転入した日の直前）10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと。
移住先	次に掲げる事項の全てに該当すること。

	<p>1 転入日が令和4年9月5日以降であること。</p> <p>2 移住支援金の申請日が、転入日から1年を経過する日までの間（以下「算定期間」という。）であること。ただし、農林漁業の研修を受講した者であって算定期間内に研修期間がある場合は、申請日が、転入日から1年を経過する日に当該研修期間の日数を加えた日までの間であること。</p> <p>3 移住支援金の申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有していること。</p>
世帯	<p>単身世帯又は2人以上の世帯の場合においては、申請者を含む2人以上の世帯員が、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 移住元において同一世帯に属していたこと。</p> <p>2 申請日時点において同一世帯に属していること。</p> <p>3 転入日が、令和4年9月5日以降であって、申請日時点において算定期間の間であること。</p>
その他	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。</p> <p>2 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>3 その他市長又は福岡県知事が移住支援金の対象者として不相当と認めた者でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

（一部改正〔令和4年告示105号・5年46号・7年63号・114号〕）

区分		要件
就業	一般（東京圏、名古屋圏又は大阪圏）	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 勤務地が、東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。</p>

<p>圏からの移住に限る。)</p>	<p>2 就業先が、マッチング支援事業の対象となる中小企業等であること。</p> <p>3 マッチング支援事業に係る求人へ応募した日が、マッチング支援事業の要件を満たす日以降であること。</p> <p>4 申請者の3親等以内の親族が代表者及び取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>5 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>6 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>7 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。</p>
<p>専門人材 (東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。)</p>	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 勤務地が、東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。</p> <p>2 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>3 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>4 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。</p> <p>5 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>人材確保困難職種</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 次の就職支援サイト又は無料職業紹介所の紹介等により県内の事業所等に就職していること。</p>

		<table border="1"> <tr> <th>職種</th> <th>就職支援サイト又は無料職業紹介所</th> </tr> <tr> <td>農林漁業職</td> <td>農林漁業就職応援サイト</td> </tr> <tr> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師</td> <td>eナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」</td> </tr> <tr> <td>介護職</td> <td>福岡県福祉人材センター</td> </tr> </table> <p>2 申請者の3親等以内の親族が代表者及び取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>3 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>4 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>5 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。</p>	職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所	農林漁業職	農林漁業就職応援サイト	保健師、助産師、看護師、准看護師	eナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)	保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」	介護職	福岡県福祉人材センター
職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所											
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト											
保健師、助産師、看護師、准看護師	eナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)											
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」											
介護職	福岡県福祉人材センター											
農林漁業 (自営)	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。	<p>1 次の人材確保支援策を活用し、申請日から5年以上継続して自営での農林漁業に就業する意思を有していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>人材確保支援策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)</td> </tr> <tr> <td>地域協議会</td> <td>中山間地域活力創出推進事業</td> </tr> <tr> <td>福岡県水産団体指導協</td> <td>経営体育成総合支援事業</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	人材確保支援策	市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	地域協議会	中山間地域活力創出推進事業	福岡県水産団体指導協	経営体育成総合支援事業		
実施主体	人材確保支援策											
市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)											
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業											
福岡県水産団体指導協	経営体育成総合支援事業											

	議会	
	2 県へ就農相談を行い、市で新規就農し、申請日から5年以上継続して自営での農林漁業に就業する意思を有していること。	
テレワーク	一般 (東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。)	<p>テレワークを行う者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>2 テレワークにより勤務する(原則、日常的に通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>3 デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日府地創第414号)によるデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に対し、資金提供されていないこと。</p> <p>4 申請者又は同一世帯の者が、市に住宅を新築し、又は市内にある住宅を購入したこと。</p> <p>5 移住支援金の交付を受けた者と同一住宅に居住していないこと。</p>
	福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者	<p>テレワークを行う者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 申請日から遡って2年以内に、福岡</p>

		<p>県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。</p> <p>2 上記1に示す取組を実施した企業及び団体に現に所属している従業員又は役員であること。</p> <p>3 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>4 デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日府地創第414号）によるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に対し、資金提供されていないこと。</p>				
<p>関係人口（東京圏からの移住に限る。）</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>1 対象者の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>2 地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1534 798 1601">区分</th> <th data-bbox="798 1534 1358 1601">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1601 798 2045">対象者</td> <td data-bbox="798 1601 1358 2045"> <p>(1) 申請日から遡って1年以内に、住所及び氏名を明らかにした上で移住相談会に参加し、又は市を訪問して移住相談を行った実績があること。</p> <p>(2) 申請日から遡って5年以内に、市に対し地方税法（昭和25年</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	対象者	<p>(1) 申請日から遡って1年以内に、住所及び氏名を明らかにした上で移住相談会に参加し、又は市を訪問して移住相談を行った実績があること。</p> <p>(2) 申請日から遡って5年以内に、市に対し地方税法（昭和25年</p>
区分	要件					
対象者	<p>(1) 申請日から遡って1年以内に、住所及び氏名を明らかにした上で移住相談会に参加し、又は市を訪問して移住相談を行った実績があること。</p> <p>(2) 申請日から遡って5年以内に、市に対し地方税法（昭和25年</p>					

		<p>法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附(ふるさと納税をいう。)を2回以上行っていること。</p> <p>(3) 市が主催する移住関連イベントに参加した実績があること。</p> <p>(4) 嘉麻市空き家バンク制度実施規程(平成30年嘉麻市告示第2号)の規定により移住していること。</p> <p>(5) 1年以上市に居住していたことがあること。</p> <p>(6) 申請日から遡って1年以内に古処山キャンプ村又は足白農泊施設に2回以上宿泊(同一施設に2回以上又は異なる施設にそれぞれ1回以上宿泊することをいう。ただし、連泊は1回とみなす。)したことがあること。</p>
	<p>地域の担い手確保</p>	<p>(1) 農林水産業に従事していること。</p> <p>(2) 嘉麻市誘致企業振興会の会員企業に就職していること。</p> <p>(3) 嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所の会員事業所に就職していること。</p> <p>(4) 嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所に加盟して市内で起業していること。</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 185 798 315"></td> <td data-bbox="798 185 1358 315">(5) 市内の酒造企業に就職していること。</td> </tr> </table>		(5) 市内の酒造企業に就職していること。
	(5) 市内の酒造企業に就職していること。		
<p>起業（東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。）</p>	<p>次に掲げる事項に該当すること。 申請者が、福岡県起業支援金の交付決定を受けていること。</p>		

様式第1号（第5条関係）

申請年月日 年 月 日

嘉麻市長 様

嘉麻市移住支援金交付申請書

嘉麻市移住支援金交付規程第5条に基づき、関係書類を添えて、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日 (就業の場合のみ記載)	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯	单身		世帯	
世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)			人	
上記のうち18歳未満の者の人数			人	
移住元区分 ※転入前の10年間のうち、「通算5年以上かつ直近で連続して1年以上」を満たす在住地等の区分 (該当する欄に○を付けてください)	① 東京23区在住者			
	② 東京23区在勤者（東京23区へ通勤する①以外の東京圏在住者）※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県			
	③ ①及び②以外の東京圏在住者			
	④ ①～③を除く三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）在住者 ※名古屋圏：岐阜県、愛知県及び三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県			
	⑤ ①～④以外の県外在住者			
移住支援金の種類 (該当する欄に○を付けてください)	就業 (一般)	就業 (専門人材)	就業 (人材確保困難職種)	就業 (自営農林漁業)
	テレワーク (一般)	テレワーク (体験事業参加者)		関係人口
				起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「嘉麻市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」に記載された内容について	A. 誓約・同意する	B. 誓約・同意しない	
申請日から5年以上継続して、嘉麻市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない	
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない	
（就業の場合のみ記載）※ただし、就業（専門人材）、就業（自営農林漁業）は除く就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する	
（テレワークの場合のみ記載）嘉麻市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である	
（関係人口の場合のみ記載）（東京からの移住者）Aに該当する場合、（ア）と（イ）双方の該当する項目にも○をつけてください。	A. 該当する	B. 該当しない	
	<p>（ア）対象者の要件（次のいずれか）</p> <p>① 申請日から遡って1年以内に、住所及び氏名を明らかにした上で移住相談会に参加し、又は嘉麻市を訪問して移住相談を行った実績がある。</p> <p>② 申請日から遡って5年以内に、嘉麻市に対しふるさと納税を2回以上行っている。</p> <p>③ 嘉麻市が主催する移住関連イベントに参加した実績がある。</p> <p>④ 嘉麻市空き家バンク制度実施規程（平成30年嘉麻市告示第2号）の規定により移住している。</p> <p>⑤ 1年以上嘉麻市に居住していたことがある。</p> <p>⑥ 申請日から遡って1年以内に古処山キャンプ村又は足白農泊施設に2回以上宿泊したことがある。</p> <p>〔注〕両施設を各1回以上も可／連泊は1回とみなす。</p> <p>（イ）地域の担い手確保の要件（次のいずれか）</p> <p>① 農林水産業に従事</p> <p>② 嘉麻市誘致企業振興会の会員企業に就職</p> <p>③ 嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所の会員事業所に就職</p> <p>④ 嘉麻市内で起業（嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所に加盟）</p> <p>⑤ 嘉麻市内の酒造企業に就職</p>		
（就業の場合のみ記載）Aに該当する場合、①～⑤のうち活用したマッチングサイト又はマッチング支援にも○をつけてください。	A. 該当する	B. 該当しない	
	<p>①福岡県移住・就業マッチングサイト</p> <p>②農林漁業就職応援サイト</p> <p>③eナースセンター</p> <p>④福岡県保育士就業マッチングサイト</p> <p>⑤介護の仕事の就職支援（福岡県福祉人材センターによる紹介）</p>		

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元の住所

期間	住所
	〒
	〒
	〒

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※ 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者は、通学履歴も記載すること。

期間	就業先（通学先）	就業地（所在地）
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

6 就業時に活用した事業（次のうち、活用したものに○を付けてください。）

※就業（人材確保困難職種）、就業（自営農林漁業）の場合のみ記載

(1) 就職支援サイト等 ※就業（人材確保困難職種）の場合	
	農林漁業就職応援サイト
	eナースセンター
	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
	介護の仕事の就職支援（福岡県福祉人材センターによる紹介）
(2) 農林漁業の人材確保支援策 ※就業（自営農林漁業）の場合	
	農業次世代人材投資事業（経営開始型）
	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
	中山間地域活力創出推進事業
	経営体育成総合支援事業

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先に行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）
管理コード（嘉麻市使用欄）	

※添付書類

【必ず必要な書類】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②申請書（別紙を含む）
- ③移住元の住民票除票の写し  
（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）
- ④戸籍の附票等、嘉麻市に転入する以前の5年間の居住地を証明するもの
- ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し  
（申請者本人名義のもの）

【場合により必要となる書類】

- ⑥就業先企業等の就業証明書、支援策活用証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し

<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑦東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）  
※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合>

- ⑧在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等  
※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

<個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑨開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ⑩個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

<人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師等、保育士に就業した場合>

- ⑪指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）

<人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合>

- ⑫福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し
- ⑬介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し

<自営で農林漁業に就業した場合>

- ⑭人材確保支援策活用証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）

<関係人口で申請する場合>

- ⑮要件を満たすことを証する書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

所在地

事業者名

㊟

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（嘉麻市移住支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合 ※就業（専門人材）、（自営農林漁業）の場合を除く	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

嘉麻市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び嘉麻市の求めに応じて、福岡県及び嘉麻市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

所在地

事業者名

㊞

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（嘉麻市移住支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	〒
勤務先住所（移住後）	〒
勤務先部署の所在地	〒
勤務先電話番号	
入社年月日	年 月 日
移住後の勤務状況	移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))による資金提供をしていない

※以下は、申請日から遡って2年以内に勤務者が、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加している場合にのみ記載

ワーケーション・移住体験への参加時期	年 月 ～ 年 月
参加当時の勤務部署名及び役職	

嘉麻市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福岡県及び嘉麻市の求めに応じて、福岡県及び嘉麻市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

所在地

福岡県 課長・ 市町村 課長 印

（団体の場合：団体名、代表者の職・氏名）

電話番号

担当者

支援策活用証明書（嘉麻市移住支援金申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	〒
申請者電話番号	
活用支援策名	
活用概要	
活用年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

嘉麻市長

印

嘉麻市移住支援金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、嘉麻市移住支援金交付規程第 6 条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

交付 移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

不交付  
(不交付の理由)

(備考)

- 1 嘉麻市は、嘉麻市移住支援金交付規程第 1 1 条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から 3 年未満のうちに嘉麻市外へ転出した場合：全額
  - ・就業者のうち、一般（東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。）に該当する者が、申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から 3 年以上 5 年以内のうちに嘉麻市外へ転出した場合：半額
  
- 2 嘉麻市は、嘉麻市移住支援金交付規程第 1 2 条の規定に基づき、移住支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（嘉麻市使用欄）	
---------------	--

様式第6号（第7条関係）

申請年月日 年 月 日

嘉麻市長 様

嘉麻市移住支援金交付決定通知書再交付願

嘉麻市移住支援金交付規程第7条に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を依頼します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			

2 再交付理由

--

管理コード（嘉麻市使用欄）	
---------------	--

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

嘉麻市長

印

嘉麻市移住支援金（交付・不交付）決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、嘉麻市移住支援金交付規程第6条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

交付 移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

不交付  
(不交付の理由)

(備考)

- 1 嘉麻市は、嘉麻市移住支援金交付規程第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満のうちに嘉麻市外へ転出した場合：全額
  - ・就業者のうち、一般（東京圏、名古屋圏又は大阪圏からの移住に限る。）に該当する者が、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・福岡県起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内のうちに嘉麻市外へ転出した場合：半額
  
- 2 嘉麻市は、嘉麻市移住支援金交付規程第12条の規定に基づき、移住支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

※本決定通知書は「嘉麻市移住支援金交付規程第7条」に基づき、  
年 月 日付けにて申請のあったことについて、同条により再交付  
するものである。

管理コード（嘉麻市使用欄）	
---------------	--

様式第8号（第8条関係）

届出年月日 年 月 日

嘉麻市長 様

住所

氏名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

嘉麻市移住支援金住所等変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった嘉麻市移住支援金交付申請について、下記のとおり変更したので、嘉麻市移住支援金交付規程第8条に基づき、届け出ます。

- 1 補助金の名称 嘉麻市移住支援金
- 2 変更等の区分
  - ・住所変更 変更前  
変更後
  - ・就業先の変更 変更前  
変更後
- 3 変更（転居又は離職）日 年 月 日
- 4 変更等の理由

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所  
氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先

嘉麻市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた嘉麻市移住支援金について、嘉麻市移住支援金交付規程第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

- 1 事業名 嘉麻市移住支援金
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込先（申請者と同名義）

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	支店名
銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店・支所 本店
口座種別	口座番号（右詰でご記入ください。）
1：普通 2：当座	
ゆうちょ銀行（記号－番号）	－
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号（第10条・第11条関係）

年 月 日

様

嘉麻市長



嘉麻市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した移住支援金について、嘉麻市移住支援金交付規程第10条の規定に基づき、次のとおり取消しましたので、通知します。また、嘉麻市移住支援金交付規程第11条の規定により、下記期限までに支援金の返還を命じます。

記

1 返還金額 円

2 取消事由

該当	金額	取消事由
	全額	虚偽の申請
	全額	移住支援金の申請日から3年未満のうちに嘉麻市外への転出
	全額	移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞す
	全額	福岡県起業支援金の交付決定の取消し
	半額	移住支援金の申請日から3年以上5年以内のうちに嘉麻市外への転出

3 返還期限 年 月 日まで